資料3

医師偏在是正プランの策定について

令和8年11月2日
令和8年度第5回青森県地域医療対策協議会事務局
（青森県健康医療福祉部医療薬務課）

経緯及び対応状況

【経緯】
・「医療法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第87号。以下「令和7年改正法」という。）が2025年12月に成立。
・ 都道府県が医療計画において「重点的に医師を確保すべき区域（以下「**重点医師偏在対策支援区域**という。）」を定めることができるようになった。
・ 都道府県は重点医師偏在対策支援区域を設定する場合、医師確保計画において重点医師偏在対策支援区域を対象とした「**医師偏在是正プラン**」の策定を行うこととされた。
・ 厚生労働省は令和7年度、重点医師偏在対策支援区域を対象とした「医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージ」のうち、緊急的対策を要する事業を先行的に予算化（①）し実施。令和8年度は他事業（②～④）を含む4事業を実施。

【対応状況】
本県では、先行的な医師偏在是正プランとして、**重点医師偏在対策支援区域の設定や支援対象医療機関の選定**を、**保険者協議会及び本協議会に協議**し、令和7、8年度に、**①～④の事業費補助を実施**している。（事業実績は参考3－1参照）

医師偏在是正に向けた主な取組（事業名）		県の対応状況（事業費補助）	
		R7	R8
①	診療所の承継・開業支援事業費補助	実施	実施
②	医師派遣元医療機関支援事業事業費補助		
③	医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業費補助		
④	医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業費補助		

本日のご説明の主旨

青森県医師確保計画（第8次計画。令和5年度策定、令和6～11年度適用）の後期計画（令和9～11年度適用）の中に、令和7年度に策定した先行的な医師偏在是正プランの内容を踏まえ、**令和9年度以降の「医師偏在是正プラン」の策定を行うもの**。

医師偏在是正プランには、**重点医師偏在対策支援区域（事業ごとに支援区域設定可能）、必要な医師数、医師偏在是正に向けた取組**を盛り込み、**保険者協議会及び本協議会の協議**を経て策定することとされている。

重点医師偏在対策支援区域の考え方（R9～）	今回検討するもの	
必要な医師数		
医師偏在是正に向けた主な取組（事業名）	①	診療所の承継・開業支援事業費補助
	②	医師派遣元医療機関支援事業費補助
	③	医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業費補助
	④	医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業費補助

＜参考＞「医師確保計画策定ガイドライン～第8次後期～」より抜粋

○　令和7年改正法に基づき、都道府県は厚生労働省が提示する候補区域を参考にして、重点医師偏在対策支援区域を定めることができる。ただし、重点医師偏在対策支援区域については、区域外から医師を確保できないと医療提供体制の維持が困難と考えられるような、真に重点的に医師を確保する必要がある区域に限り、設定することとする。重点医師偏在対策支援区域を設定した場合は、確保すべき医師数の目標、目標を達成するために必要な施策について具体的に盛り込んだ医師偏在是正プランを医師確保計画において策定する。

○　都道府県は、医師確保計画の中で実効性ある医師偏在対策の取組を進めるため、重点医師偏在対策支援区域を対象とした医師偏在是正プランを策定すること。先行的な医師偏在是正プランを策定、実施している場合はその内容を踏まえて、医師偏在是正プランを策定することとし、当該プランは医師確保計画の中で新たな項目として位置づけることとする。

重点医師偏在対策支援区域の設定の考え方について

「医師確保計画策定ガイドライン～第8次後期～」で示されている重点医師偏在対策支援区域の考え方（以下の（Ⅰ）～（Ⅲ））を参考に、令和7年度に策定した先行的な医師偏在是正プランの際に設定した同区域の考え方（Ⅳ）を踏まえ、前頁の①～④の各事業の支援対象区域と併せて検討していく。

ガイドラインで提示された考え方

（Ⅰ）	今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師が確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域等
（Ⅱ）	厚生労働省の提示する候補区域を参考としつつ、地域の実情に応じて、 ・医師偏在指標　・可住地面積あたり医師数　・へき地尺度（mRIJ）　・住民の医療機関へのアクセス ・診療所医師の高齢化率　・地域住民の医療のかかり方　・今後の人口動態等 を考慮した上で区域外から医師を確保できないと医療提供体制の維持が困難と考えられるような、真に重点的に医師を確保する必要がある区域
（Ⅲ）	厚生労働省の提示する候補区域（以下の①～③のいずれかに該当する区域） ①医師少数都道府県の医師少数区域 ②医師少数区域かつ可住地面積あたりの医師数が少ない二次医療圏（全国下位1/4） ③各都道府県の医師偏在指標が最も低い二次医療圏

先行的な医師偏在是正プランの考え方

（Ⅳ）	外来医師偏在指標に基づく、外来医師が不足している区域

備考1：重点医師偏在対策支援区域は二次医療圏のほか、地域の実情に応じて市区町村単位、地区単位等も可能。
備考2：重点医師偏在対策支援区域内において、事業ごとに異なる区域をそれぞれ設定することも可能。

重点医師偏在対策支援区域の設定の考え方について

（Ⅱ） 厚生労働省の提示する候補区域を参考としつつ、地域の実情に応じて、
・医師偏在指標　・可住地面積あたり医師数　・へき地尺度（mRIJ）　・住民の医療機関へのアクセス
・診療所医師の高齢化率　・地域住民の医療のかかり方　・今後の人口動態等
を考慮した上で区域外から医師を確保できないと医療提供体制の維持が困難と考えられるような真に重点的に医師を確保する必要がある区域

⇨ 上記指標のうち、へき地尺度以外を考慮した際の、国が提示する候補区域が（Ⅲ）となる。
なお、へき地尺度について、本県で影響のある地域はない（すべて医師多数区域又は医師少数区域）。

⇩

（Ⅲ） 厚生労働省の提示する候補区域（以下の①～③のいずれかに該当する区域）
①医師少数都道府県の医師少数区域
②医師少数区域かつ可住地面積あたりの医師数が少ない二次医療圏（全国下位1/4）
③各都道府県の医師偏在指標が最も低い二次医療圏

考慮すべき点	指標の有無	津軽地域	八戸地域	青森地域	西北五地域	上十三地域	下北地域	備考
①	○	×	○	○	○	○	○	参考3－2のとおり。
②	○	×	×	×	○	○	○	
③	○	×	×	×	×	○	×	
①～③のいずれかに該当 かつ 医師少数スポットを考慮	○	△	○	○	○	○	○	津軽地域は弘前市以外の市町村が医師少数スポット

（Ⅳ） 外来医師偏在指標に基づく、外来医師が不足している区域（下位3分の1）

考慮すべき点	指標の有無	津軽地域	八戸地域	青森地域	西北五地域	上十三地域	下北地域	備考
外来医師偏在指標	○	○	○	○	○	○	○	県内6地域すべてで下位3分の1

○ … 指標に該当　△ … 指標に一部該当　× … 指標に該当しない

重点医師偏在対策支援区域の設定について（事務局案）

○　厚生労働省が提示している考え方（Ⅱ）及び（Ⅲ）によると、県内の二次保健医療圏6地域のうち、津軽地域を除く5地域が候補地域となるが、青森県医師確保計画においては、津軽地域のうち弘前市を除く市町村（黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町）を医師少数スポットとして設定しており、当該スポットは医師少数区域として扱うことから、津軽地域の弘前市以外の市町村も候補区域となる。

○　他方、弘前市については、人口10万対医師数で見ると医師多数区域に相当する医師数であるものの、（Ⅳ）の外来医師偏在指標で見ると津軽地域全体が下位3分の1となっていることから、将来的な外来機能の維持の観点から考えると、弘前市も候補区域となる。

○　したがって、（Ⅱ）～（Ⅳ）の考え方を踏まえ、**重点医師偏在対策支援区域としては県内全域を設定することとしたい。**

＜外来医師偏在指標（令和8年4月公表）＞

区分	全国	青森県	津軽	八戸	青森	西北五	上十三	下北
指標	115.7	83.1	84.3	84.4	92.8	77.9	63.2	88.0
全国順位	―	47位	269位	268位	226位	298位	323位	250位

330医療圏中の順位

（次頁へ続く）

重点医師偏在対策支援区域の設定（事業ごと）について（事務局案）

○　主な医師偏在是正に向けた取組4事業のうち、①（診療所の承継・開業支援事業費補助）の重点医師偏在対策支援区域は、一般診療所を対象とした事業であることから、 **区域全域（県内全域）としたい。**

○　②（医師派遣元医療機関支援事業事業費補助）、③（医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業費補助）、④（医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業費補助）の重点医師偏在対策支援区域は、事業の対象に病院も含まれるが、事業の目的が入院機能を充実させるのみならず、派遣により外来医師を確保し、代替医師の確保により土日祝の外来を充実させ、施設整備により外来機能を維持することが主目的であると考えられることから、**区域全域（県内全域）としたい。**

重点医師偏在対策支援区域の考え方（R9～）		県内全域
必要な医師数		次頁で検討
医師偏在是正に向けた主な取組（事業名）		**支援対象区域**
①	診療所の承継・開業支援事業費補助	県内全域
②	医師派遣元医療機関支援事業事業費補助	県内全域
③	医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業費補助	県内全域
④	医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業費補助	県内全域

※補助対象となる医療機関の採択については、地域医療対策協議会及び保険者協議会に諮った上で決定する。

医師偏在是正プランにおける必要な医師数について（事務局案）

○　先述のとおり、重点医師偏在対策支援区域としては県内全域を設定することから、**医師偏在是正プランにおける必要な医師数**は、**医師確保計画の目標医師数と同じ（資料2：8頁）としたい。**

医療圏	区分	医療施設従事医師数（2024年）	本計画で定める目標医師数（2029年）
青森県	医師少数県	2,612	3,033
津軽地域	医師多数区域	877	877
八戸地域	医師少数区域	613	749
青森地域	医師少数区域	611	729
西北五地域	医師少数区域	170	204
上十三地域	医師少数区域	215	348
下北地域	医師少数区域	106	126

3,033人

（単位：人）

医師偏在是正プラン(案)

具体の記載内容については次回の地域医療対策協議会で「医師確保計画(第8次後期)素案」をお示しします。